

各区障がい者相談支援センター自己評価一覧

資料 3-2

	24区平均	各区平均値																							
		北	都島	福島	此花	中央	西	港	大正	天王寺	浪速	西淀川	淀川	東淀川	東成	生野	旭	城東	鶴見	阿倍野	住之江	住吉	東住吉	平野	西成
<b>1 事業運営全般 各区平均値</b>	<b>3.8</b>	<b>3.4</b>	<b>4.2</b>	<b>3.9</b>	<b>3.4</b>	<b>3.5</b>	<b>3.7</b>	<b>3.1</b>	<b>4.4</b>	<b>3.3</b>	<b>3.9</b>	<b>4.2</b>	<b>3.9</b>	<b>3.9</b>	<b>3.9</b>	<b>3.7</b>	<b>3.7</b>	<b>4.1</b>	<b>3.8</b>	<b>2.6</b>	<b>4.8</b>	<b>4.2</b>	<b>4.3</b>	<b>3.7</b>	<b>4.0</b>
1-1 運営体制 各区平均値	3.7	3.5	4.0	3.5	4.5	3.0	3.5	3.0	3.8	3.0	4.0	5.0	4.0	3.0	3.0	3.0	4.0	3.8	4.3	3.3	5.0	4.0	3.8	3.5	4.0
1-1-① 事業運営の評価																									
a 事業の理念・基本方針を実現するための具体的な取組みを示す中・長期的な計画が定められている。	3.5	4	4	3	5	3	3	3	3	3	4	5	4	3	3	3	4	3	4	3	5	3	3	3	4
b 中・長期的な計画を踏まえた年度ごとの事業計画を策定している。	3.8	4	4	4	5	3	4	3	3	3	4	5	4	3	3	3	4	3	5	3	5	5	4	3	4
c 中・長期計画、年度ごとの事業計画に基づき事業を実施し、その結果を評価している。	3.7	3	4	3	5	3	3	3	4	3	4	5	4	3	3	3	4	4	4	3	5	4	4	4	4
d 事業の評価の結果は、次期計画に反映している。	3.8	3	4	4	3	3	4	3	5	3	4	5	4	3	3	3	4	5	4	4	5	4	4	4	4
1-2 適切な相談支援の実施 各区平均値	4.0	3.3	4.2	4.4	3.7	4.1	3.9	3.6	5.0	3.8	3.9	4.4	4.2	4.8	3.8	4.0	3.9	3.8	3.8	2.9	4.8	4.4	4.4	3.9	3.9
1-2-① 自己決定の尊重																									
a 必要な情報を理解できるように提供するとともに、体験、経験する機会を設けるなど利用者が主体的に自己決定するための条件整備に努めている。	4.3	4	5	5	4	4	4	4	5	4	5	5	5	3	4	5	4	4	4	4	5	5	4	4	4
b 障がいに応じたコミュニケーション手段を保障している。	3.5	3	4	4	3	4	3	4	5	3	3	3	4	5	4	4	3	3	2	4	3	4	3	4	4
1-2-② エンパワメントの重視																									
a 相談支援を進めるにあたっては、常に利用者のエンパワメントが図られるよう努めている。	4.3	4	5	5	3	4	4	3	5	4	4	5	5	5	4	4	4	4	4	3	5	5	5	4	4
1-2-③ コミュニケーションに関する配慮																									
a 意思伝達に制限のある人の場合、手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っている。	3.6	4	4	4	3	4	4	3	5	3	3	3	4	5	3	4	4	3	3	2	4	3	4	4	3
b 一度の面接では意思確認等が困難であるような、著しく意思伝達に制限のある人の場合、日常的な関わりを通じて、その人固有のコミュニケーション手段やサインの発見と確認を心がけている。	4.1	3	4	5	4	4	4	4	5	4	4	5	4	5	4	4	4	4	3	3	5	5	4	4	4
c 意思伝達に制限のある人の場合、他機関職員との連携や、本人が信頼できる知人、代弁者、手話通訳者等を受け入れるなど、コミュニケーションを行う環境に配慮して、その人の意思や希望をできるだけ正しく理解しようと努力している。	4.2	3	4	4	4	5	4	4	5	4	4	5	4	5	4	4	4	4	4	2	5	5	5	4	4
1-2-④ 権利擁護																									
a 相談支援を進めるにあたっては、常に利用者の立場を擁護し、ニーズ表明を支援・代弁することにより、問題解決力や様々な支援を活用する力を高めていけるような支援に努めている。	4.2	3	4	5	4	5	4	3	5	4	4	5	4	5	4	4	4	4	3	5	5	4	4	4	4
b 人権侵害が発生した場合にはその解決のために積極的に対処している。	4.1	3	4	4	4	4	4	3	5	4	4	4	4	5	3	3	4	4	5	4	5	5	5	4	4
c 虐待が危惧される場合は、関係行政機関と連携し適切な対応を行っている。	4.1	3	4	4	4	3	4	4	5	4	4	5	4	5	4	4	4	4	3	5	4	5	4	4	4
1-3 地域・他機関との交流・連携	3.7	3.4	4.2	3.6	2.8	3.2	3.6	2.8	4.2	3.0	3.9	3.7	3.6	3.5	4.3	3.6	3.5	4.4	3.6	2.2	4.8	4.0	4.4	3.7	4.0
1-3-① 他の関係機関との連携																									
a 担当区域の地域自立支援協議会に積極的に参加し、様々な取組みを提案するなど、協議会の活性化に努めている。	4.0	3	4	4	3	4	4	3	5	3	4	5	3	5	5	4	4	5	4	2	5	4	5	4	4
b 協働する関係機関や関係団体等が増え、連携が深まっている。	4.2	4	5	4	3	4	4	3	5	3	4	5	4	5	5	4	4	5	4	3	5	4	5	4	4
1-3-② 地域の障がい者の状況把握																									
a 相談者に限らず、地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できている。	3.6	3	4	4	3	3	3	2	4	3	3	4	4	3	4	3	4	4	4	2	5	5	5	4	4
b 障がい者支援機関のみならず地域の福祉・労働・教育・保健医療機関と定期的な会議を開催するなどによって、ニーズの把握に努めている。	3.5	4	4	3	3	3	3	2	4	3	4	4	4	3	4	4	3	5	4	2	4	4	4	3	4
c アウトリーチ活動に取り組むことにより、ニーズの把握に努めている。	3.4	3	4	4	2	3	3	2	4	3	4	3	3	3	4	3	4	4	2	2	5	5	4	3	4
1-3-③ 地域の社会資源の把握																									
a サービス提供事業所や専門相談機関を把握している。	4.0	4	4	4	3	3	4	3	5	3	4	4	4	5	5	4	4	5	4	2	5	5	5	4	4
b 学校園・ハローワークなど関連機関の情報を収集している。	3.5	4	4	3	2	3	4	3	4	3	4	3	3	3	4	4	4	4	4	2	4	4	4	4	4
c 民生委員、地域ネットワーク委員、ボランティア団体などを把握している。	3.3	3	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	5	3	3	4	3	2	5	3	3	4	4
d 駅や図書館、スポーツセンターなどの公共施設や、金融機関や飲食店、商店などの民間施設、障がい者用トイレやエレベーター等の設備の情報を収集している。	3.4	3	4	3	2	3	3	3	4	3	4	2	4	3	4	3	3	4	3	2	5	3	5	4	4
1-3-④ 社会資源の改善・開発に向けた取組み																									
a 既存のサービスの活用だけでなく、既存の社会資源の「改善」や新たな社会資源の「開発」に向けて取り組んだ。	3.6	4	3	4	3	3	5	2	4	3	4	3	4	2	4	4	3	5	4	2	5	4	4	3	4
1-3-⑤ 支援困難事例への積極的な対応																									
a 多問題を抱えた事例や、問題が長期にわたって継続し、解決の糸口を見つけないことが困難な事例など支援困難事例への対応を積極的に行っている。	4.0	4	4	4	4	3	4	3	4	3	4	5	3	5	4	5	4	4	4	3	5	4	4	4	4
1-3-⑥ 地域住民への周知・啓発的活動の実施																									
a 障がい者相談支援センターは、自らの役割について地域住民に対して積極的な周知を図っている。	3.5	2	5	4	2	3	4	4	4	3	4	3	4	3	4	3	3	4	3	2	5	3	4	4	4
b 地域住民との交流や講演会の開催等を通じて、障がい者が地域で共に生きていく意義をはじめ、啓発的活動に積極的に取り組んでいる。	3.7	3	5	3	4	3	3	4	4	3	4	4	4	3	4	3	3	4	4	3	5	4	5	3	4